

肝炎治療医療費支給申請(償還払い)について

対象医療について、受給者証に記載されている自己負担限度月額以上に支払った費用は、県に請求することで払い戻し(償還払い)を受けることができます。

払い戻しは振込によって行います。振込までに4か月以上かかる場合があります。

助成対象外の費用は除外して算定するため、申請時の額と振込額が異なる場合があります。

対象医療

- ・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療, インターフェロンフリー治療
- ・B型肝炎に対するインターフェロン治療, 核酸アナログ製剤治療
- ・上記治療を継続するために必要な治療等

<償還払いの例>

受給者証を忘れ、医療機関の外来で90,000円(すべて対象医療)を支払った。



受給者情報

- ・70~74歳
- ・受給者証の自己負担限度月額1万円
- ・保険証の区分「一般」

10,000円

18,000円

90,000円



県から償還払いを受けられる金額です。

(参考)

この金額は医療保険者から支払われる金額です。
医療保険者に支給申請が必要な場合があります。

提出書類

- 1 肝炎治療医療費支給申請書(様式第11-1号)
※申請をする月ごとに1枚ずつ必要です。
- 2 医療機関・薬局が発行した領収書(対象医療以外も含む申請月に支払ったもの全て)
※コピー可。A4サイズにコピーしてください。
- 3 医療, 調剤内容, 保険点数等が記載された書類(診療明細書等)
※コピー可。医療機関・薬局ごとに分けてA4サイズにコピーしてください。
- 4 肝炎治療費助成にかかる医療費(薬剤費)確認書(様式第11-2号)
※医療費・薬剤費を支払った医療機関・薬局に記入を依頼してください。
※月ごと, 医療機関・薬局ごとに分けて提出してください。
- 5 高額療養費支給決定額の分かる書類
※高額療養費の適用となる場合のみ。裏面を参考にしてください。
- 6 振込先金融機関の口座が分かる書類(預金通帳のコピー等)
※A4サイズにコピーしてください。

高額療養費支給決定通知書が必要な方について

1か月に支払った治療費が次の「1 限度額について」に示す自己負担限度額を超えている場合、高額療養費支給決定通知書が必要になります。

該当する方は、医療保険者に高額療養費を請求し、高額療養費支給決定通知書を県に提出してください。

医療保険者に高額療養費を請求する際には、肝炎治療費の公費助成を受けている旨を伝えてください。

1 限度額について

年齢や所得区分により限度額は異なります。ご自身の区分をご確認ください。

○70歳以上の方

適用区分		外来(個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)
現役並み	年収約1,160万円～ 標報83万円以上/課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1%	
	年収約770万円～約1,160万円 標報53万円以上/課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000)×1%	
	年収約370万円～約770万円 標報28万円以上/課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000)×1%	
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円 年14万4千円	57,600円
非住民税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※令和4年10月1日より、75歳以上の方は一般区分が「一般Ⅰ」と「一般Ⅱ」に分かれます。一般Ⅱの方の限度額(外来)は「6,000円+(医療費-30,000円)×0.1 又は 18,000円のいずれか低い額(年14万4千円まで)です。

○69歳以下の方

適用区分		ひと月の上限額(世帯ごと)
ア	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000)×1%
イ	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円+(医療費-558,000)×1%
ウ	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円+(医療費-267,000)×1%
エ	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税者	35,400円

※保険診療以外は対象になりません(食事、差額ベッド代など)

※同じ月に入院と外来がある場合や複数の医療機関に受診している場合、合算できるものとできないものがあります。

2 高額療養費の請求窓口

被保険者証を発行した市町窓口、全国健康保険協会広島支部、健康保険組合等